

入 札 説 明 書

令和 7 年高知県庁北庁舎で使用する電気

高知県 総務部 管財課

令和7年高知県庁北庁舎で使用する電気の調達に係る入札公告（令和6年8月30日付け）に基づく入札等については、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。なお、入札後、仕様書等について、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 契約担当者

高知県知事 濱田 省司

2 入札に付する事項

- (1) 件 名 令和7年高知県庁北庁舎で使用する電気
- (2) 供 給 場 所 高知県高知市丸ノ内二丁目4番1号 高知県庁北庁舎
- (3) 供 給 期 間 令和7年1月1日0時00分から令和7年12月31日24時00分まで
- (4) 規格・内容等 別紙仕様書のとおり
- (5) 入 札 方 法

ア 入札は、入札書（別添様式1）に必要事項を記入し押印後、あらかじめ単価等を記入した年間総額内訳書（別添様式2）を入札書にホチキス留めにとするとともに、割印を押印した上、入札封筒に入れて提出する方法で行うこと。

イ 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価、1kW当たり）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価、1kWh当たり）を根拠とし、仕様書別記で提示する月別予定最大需要電力及び月別予定使用電力量等に基づき算出した各月の対価の年間総額を入札金額とする。なお、基本料金月額は、各月の力率を100パーセントとし、力率割引係数を0.85（マイナス15パーセント）として積算すること。

ウ イの総額を算定する際には、予定使用電力量に伴う燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和6年度～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (4) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成

7 年 12 月高知県告示第 638 号) に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

- (5) 5 の (1) によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和 6 年度から令和 8 年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等 (令和 5 年 9 月高知県告示第 638 号。以下「告示」という。) 第 1 の 2 の (9) に該当し、告示第 7 の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第 1 の 2 の (9) に該当しない者であること。

- (6) 県が発注する電力調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等 (令和 6 年 8 月高知県告示第 502 号) 第 3 による資格審査の結果の通知において電力調達契約に係る競争入札に参加することができる資格を有する旨の通知を受けた者であること。

4 入札参加資格の審査に関する事項

- (1) 3 の (2) に掲げる入札参加資格を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望する者は、知事が別に定める「競争入札参加資格審査申請書」(以下「審査申請書」という。) に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して、令和 6 年 9 月 13 日 (金) までに高知県会計管理局総務事務センター会計・物品担当へ提出すること。同日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。

また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書きするとともに、当該事項を申し出ること。

- (2) 3 の (6) に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望する者は、知事が別に定める「高知県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」に必要書類を添えて、令和 6 年 9 月 9 日 (月) までに高知県林業振興・環境部環境計画推進課温暖化対策担当へ提出すること。

(高知県電力の調達に係る環境配慮契約方針に関する照会及び「高知県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」の提出先)

所在地 高知県高知市丸ノ内 1 丁目 7 番 52 号

機関名 高知県林業振興・環境部環境計画推進課温暖化対策担当

電話 088-821-4841 FAX 088-821-4530

メールアドレス 030901@ken.pref.kochi.lg.jp

URL <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030000/030901/>

5 入札に参加を希望する者に求められる事項

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、3 に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を添付して、令和 6 年 9 月 20 日 (金) 午後 4 時までに一般競争入札 (令和 7 年高知県庁北庁舎で使用する電気) 参加届 (別添様式 3) を提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間におい

て、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 提出場所 6の(2)のア

6 入札書等の提出期限及び提出場所

(1) 提出書類

ア 入札書（別添様式1）

イ 年間総額内訳書（別添様式2）

(2) 入札書等の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所

郵便番号 780-8570 高知県高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県 総務部 管財課 庁舎管理担当 電話番号 088-823-9322

イ 提出期限 令和6年10月15日（火）午後5時

ウ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留に限る。提出期限内に必着のこと。）

(3) 入札保証金

ア 入札参加者が、国又は地方公共団体との間において過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これら契約を誠実に履行したことを証する書面を提出した場合に入札保証金を免除する。

イ ア以外の入札参加者については、その見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を、令和6年10月4日（金）までに、原則、高知県が発行する納付書により納めるものとする。

7 仕様書等に関する質問、回答

仕様書の内容等について質問がある場合は、次により提出すること。

(1) 提出期限

令和6年9月9日（月）午後4時

(2) 提出方法

別添様式4の質問書を作成し、電子メールに添付のうえ送付すること。

（メールアドレス：110801@ken.pref.kochi.lg.jp）

(3) 質問に対する回答

令和6年9月18日（水）午後5時までに電子メールで回答する。

8 入札について

(1) 入札執行回数

初回入札を含め、2回を限度とする。初回入札で予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、日時及び場所を別に定めて再度入札を行う。

(2) 入札書の記載事項等

ア 入札日の年月日

イ 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の職名、氏名）及び押印（法人の場合は、代表者印の押印）

ウ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名及び代理人であることの表示、並

びに当該代理人の住所、氏名及び押印

代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。

エ 入札金額

オ 入札件名

カ 入札書はA4サイズで作成すること。

(3) 年間総額内訳書

入札金額の算出の内訳となる「年間総額内訳書（別添様式2）」をA3サイズで作成した上、入札書とホチキス留めにした後、割印を押印すること。

(4) 入札封筒の作成方法

入札書及び年間総額内訳書を封筒に入れて封かんし、当該封筒の表面に入札件名及び入札参加者名を記載すること。

(5) 郵送する場合の提出方法

上記（4）により作成した入札封筒をさらに封筒に入れて封かんし、当該封筒の表面に「令和7年高知県庁北庁舎で使用する電気」、「入札書在中」及び「親展」の文言を朱書きした簡易書留郵便により提出すること。

(6) 留意事項

ア 入札者は、その提出した入札書の取り換え、変更又は取消をすることはできない。

イ 入札金額は、1円未満の端数をつけることはできない。1円未満の端数を付けた場合は、その端数の金額は記載のないものとして取り扱う。

ウ 入札書の記載事項について訂正又は加筆した時は、その箇所に押印しなければならない。ただし、金額は訂正することができない。

エ 年間総額内訳書は入札書と割印することし、その方法は、別紙「見本」のとおり。

オ 入札公告等の記載以外の事項は、別紙「一般競争入札心得」による。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期又は取り止めることがある。

ア 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。

イ 入札を公正に執行することができない事情があると認められるとき。

9 開札の日時及び場所

(1) 令和6年10月22日（火）午後3時 高知県総務部管財課

(2) 開札会場には、入札参加者の関係者であれば入室できるが、入札参加者1社につき入室者1名に入室を制限することがある。

10 落札者の決定

(1) 高知県契約規則第15条の規定に基づいて決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の（9）に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の（9）に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(2) 落札者となるべき者が2以上あるときには、直ちにくじを引かせ、落札者を決定するも

のとする。この場合は、入札執行事務に関係のない職員が入札者に代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

- (3) 再度入札を行っても、なお予定価格の範囲内での入札がないときは、最も低い金額を入札した者から順次予定価格の範囲内において随意契約の折衝を行うことがある。

11 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約条項
別添「令和7年高知県庁北庁舎電力需給契約書（案）」のとおり。

12 契約保証金

- (1) 落札業者が、国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体との間において、過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回（2回以上）にわたって締結し、これらを誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないおそれがないと認められるときは、契約保証金を免除する。
- (2) 上記（1）以外の入札参加者については、その見積もる契約金額の100分の10以上の契約保証金を、契約書の締結日の前日、又は令和6年11月8日（金）のうちいずれか早い日までに、原則、高知県が発行する納付書により納めるものとするが、あらかじめ納付した入札保証金を契約保証金の一部、又は全部に充当することができる。

13 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、当該入札参加者及び当該契約の相手方の負担とする。
- (3) 本件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であり、令和7年度高知県一般会計予算が議決されなかった場合、本件手続の停止等を行うことがある。
- (4) この入札への参加者は、別紙「電力需給契約にかかる一般競争入札心得」を了知すること。